

大規模小売店舗立地法に基づく届出様式

大規模小売店舗立地法施行規則様式

※ 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 でお願いします。

様式第 1 (第 3 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により, 下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・ 廃棄物等の保管場所の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは, 日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承 継 届 出 書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第 8 (第 20 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項 (法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - 3 変更する年月日
 - 4 以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ・ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ①駐車場の位置及び収容台数
 - ②駐輪場の位置及び収容台数
 - ③荷さばき施設の位置及び面積
 - ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

届出書等の記載要領 (新設届出の事例)

標準的な届出関係書類はⅠ～Ⅵとなりますが、届出内容によっては様式の修正や追加資料が必要となる場合もありますので、書類作成前や作成段階において、適宜、市までご相談ください。

Ⅰ 大規模小売店舗届出書

Ⅱ 大規模小売店舗法立地法に基づく添付書類

Ⅲ 添付図面

Ⅳ 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく設置者としての配慮事項

Ⅴ 交通予測評価資料

Ⅵ 騒音予測評価資料

様式第1(第3条関係)

I 大規模小売店舗届出書

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書

年 月 日

由利本荘市長 あて

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も
記載すること。

○○市○○町○○丁目○○番地

・住所又は所在地を記載すること。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○○○ △△店

由利本荘市○○町○○丁目○○番地 外○筆

- ・建物名称は設置後予定している名称(仮称も可)を記載すること。
- ・所在地は、計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載すること。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者(法人の場合)	
(株)〇〇〇〇	代表取締役 〇 〇 〇 〇	秋田県由利本荘市〇〇〇町〇〇丁目〇番〇号
(株)△△△△	代表取締役 △ △ △ △	東京都〇〇区〇〇〇町〇〇番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ←

・原則として届出日から8月以降

・当該建物の開店予定日を記載すること。(小売業者ごとに開店日が異なる場合は、その一番早い予定日を記載すること。)

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m² ←

・物販の売場に供する部分のみの面積

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物南側(別添配置図上No.〇)	〇〇〇 台
建物〇階/屋上(別添配置図上No.〇)	〇〇〇 台
合 計	〇〇〇 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物正面南側(別添配置図上No.〇)	〇〇 台
建物西側(別添配置図上No.〇)	〇〇 台
合 計	〇〇 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	施 設 面 積
建物内西側(別添平面図上に記載)	〇〇 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	施 設 容 量
建物内南側(別添平面図上に記載)	〇〇 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
(株)〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
(株)△△△△	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
□□□ 始め〇名	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

- ・小売業者ごとに記載すること。ただし、店舗全体として小売業者の営業時間を設定、管理している場合は、その時間を記載すること。
- ・開店時刻は一番早い時刻、閉店時刻は一番遅い時刻を記載すること。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No. (配置図上に記載の番号)	駐 車 可 能 時 間 帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (配置図上に記載の番号)	出入口の数	位置
	○ 箇所	建物西側(別添配置図上No.○)
	○ 箇所	建物北側(別添配置図上No.○)
合計	○ 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (平面図上に記載の番号)	荷さばき可能時間帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載すること。

II 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

1 法人にあってはその登記事項証明書(規則 § 4 I ①)

法人の場合	登記事項証明書	(別 添)
-------	---------	-------

・ 正本以外はコピーで可。

2 主として販売する物品の種類(規則 § 4 I ②)

小売業者名	主として販売する物品

・ 小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

(規則 § 4 I ③)

① 建物配置図(別添)

- ・ 縮尺：1 / 200～500
- ・ 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面

② 各階平面図(別添)

- ・ 縮尺：1 / 200～500
- ・ 店舗面積部分の範囲を示した各階ごとの平面図

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(規則 § 4 I ④)

※指針の算式を用いる場合は、次の表を用いると便利です。

① 指針による必要駐車場台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事	項	等	各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区		(理由)
S : 店舗面積		千 m ²	
A : 店舗面積当たり日来店客数原単位		人 / 千 m ²	
B : ピーク率		14.4%	
L : 駅からの距離		m	(駅名)
C : 自動車分担率		%	
D : 平均乗車人員		人 / 台	
E : 平均駐車時間係数			
必要駐車台数		台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

② 指針による計算式によらない場合

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠：	

③ その他、参考とした事項があれば記載してください。

--

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 (規則 § 4 I ⑤)

※方向別来台数の予測、駐車場の入庫処理能力、駐車待ちスペースを必要な事項とした場合には、次の表を用いると便利です。

① 駐車場の自動車の出入口の形式

ア 駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No.○	台	台
別添配置図上 No.○	台	台

↑

$$60 \text{分} \times \text{発券ブース等の台数}$$

(メーカーから提供される1台当たりの処理時間 + 乗客の乗降時間) (1つの入口で発券ブース等が複数台設置されている場合)

イ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠等	
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無	m ←		
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無	m ←		

↑

$$(\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数}) \times 6 (\text{平均車頭間隔})$$

② 来客の自動車の方向別台数の予測結果等

予 測 方 法	
予 測 の 根 拠	
予 測 結 果	(別添資料とすること。)

③ その他、上記以外に参考とした事項があれば記入してください。

--

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法(規則 § 4 I ⑥)

ア 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面(別添)

<ul style="list-style-type: none">・(別添資料 「添付図面について」) 参照・看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。
--

イ その他、配慮した事項があれば記入してください。

--

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

(規則 § 4 I ⑦)

時 間 帯	車 種					合 計
	○ t未満	○ t	○ t	○ t	○ t以上	
〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						台
〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						台
合 計	台	台	台	台	台	台

- ・ 荷さばき施設が複数設置される場合は、施設毎に表を作成すること。
- ・ 搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を、1時間単位で記載すること。
- ・ 表の欄外等に、平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数を記載すること。
- ・ 荷さばき施設と廃棄物等の保管施設が隣接する場合は、廃棄物収集車についても記載するなどして、荷さばき作業への影響を明らかにすること。

その他、参考とした事項があれば記入してください。

--

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面(規則 § 4 I ⑧)

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の位置
無・有	m	(別添配置図)

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

(規則 § 4 I ⑨)

項 目	設置の有無	稼 働 時 間 帯	位 置
冷 却 塔	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(別添配置図)
室 外 機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(別添配置図)
送 風 機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(別添配置図)

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

① 昼間の等価騒音レベルの予測

(規則 § 4 I ⑩)

※指針による場合は、次の表を用いると便利です。

・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点等として別添「建物配置図」上に表示すること。

《予測式等を用いた計算は、別添資料とすること》

・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付すること。

※基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。

(例)文献名／メーカーの提示した数値 等

《 昼 間 》 騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各地点における騒音レベル(dB)				
		騒音レベル (dB)	根拠※		A地点	B地点	C地点	D地点	A	B	C	D	
昼間(午前6時～午後10時) の等価騒音レベル		A地点			dB		C地点		dB				
		B地点			dB		D地点		dB				

※環境基準(昼間)は「 類型」で「 dB」

② 夜間の等価騒音レベルの予測

・注意事項は昼間の場合と同じ。

《夜 間》 騒音発生源	基準距離における 騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各地点における 騒音レベル(dB)					
	騒音レベル (dB)	根拠※		A地点	B地点	C地点	D地点	A	B	C	D		
夜間(午後10時～午前6時) の等価騒音レベル	A地点		dB		C地点		dB						
	B地点		dB		D地点		dB						

※環境基準(夜間)は「 類型」で「 dB」

③ その他、参考とした事項があれば記載してください。

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 (規則 § 4 I ⑪)

【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

・予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

《夜間(午後9時～午前6時)において発生することが見込まれる騒音》

《夜間》 騒音発生源	基準距離における 騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各地点における 騒音レベル(dB)					
	騒音レベル (dB)	根拠※		A地点	B地点	C地点	D地点	A	B	C	D		

※規制基準(夜間)は「第 種区域」で「 dB」

- ・その他、参考とした事項があれば記入してください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(規則 § 4 I ⑫)

※指針の方法による場合、次の表を用いると便利です。

① 廃棄物等の排出量等の予測

業 態	総合店・衣料品専門店・食料品専門店・住、生活関連品専門店		A	B	C	排出予測量
廃棄物種別	店舗面積：S		一日当たり廃棄物排出量 (指針原単位×S)	平均 保管 日数	見かけ 比重 (t/m ³)	A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千 m ² (t)	計 t	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千 m ² (t)				
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千 m ² (t)	計 t	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千 m ² (t)				
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千 m ² (t)	計 t	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千 m ² (t)				
プラスチック製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千 m ² (t)	計 t	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千 m ² (t)				
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	千 m ² (t)	計 t	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千 m ² (t)				
その他の 可燃性廃棄物等		千 m ² (t)	計 t	日		m ³
					合 計	m ³

(見かけ比重について指針の数値によらない場合)

見かけ比重の根拠等

② 指針によらない場合

予測排出量	m ³
-------	----------------

排出量予測の根拠：

③ その他、参考とした事項があれば記載してください。

III 添付図面

- ・届出書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載するものとする。
- ・ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としてもよい。
- ・図面には必ず縮尺・方位を明記すること。(2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一すること)
- ・届出に応じて、届出者が添付する書類を選択して提出することとなります。

提出する図面の種類	併用可能な図面の種	記 載 項 目 等
1 建物位置図 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況のわかる図面	(1) 経路に関する図面	
	① 広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店地の周囲 3 km～5 km程度の範囲を含むもの ・ 周辺道路の状況がわかるもの
2 周辺見取図 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	(1) 経路に関する図面	
	① 周辺見取図・ 来客自動車の案内経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況 → 道路幅員/交通規制/歩道の有無 横断歩道・歩道橋の位置現況/ 通学路の有無と位置/バス路線の有無と位置 ・ 自動車の案内経路の表示(入場・出場両方を記載) → 来客自動車の案内経路/小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路/ 搬出入車両の運行経路/経路案内看板の設置場所/交通整理員の配置
	② 交通量調査の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の平日・日曜それぞれの交通量調査の結果(ピークのトータル値)
	③ 交通量予測の結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店後の周辺道路の交通量の予測の結果 ・ 利用者層を異にする複合施設の利用者の交通量の予測の結果
3 建物配置図 店舗の用に供する	(1) 駐車場計画に関する図面	
	① 駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の配置(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること)

部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車区画の配置(寸法入り) ・ 駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・ 駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員(複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること) ・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・ 交通整理員の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置(設ける予定のある場合のみ) (複数ある場合は番号を記載して区別のこと)
(2) 駐輪場の計画に関する図面	
① 駐輪場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の配置(複数ある場合は番号を記載して区別すること) ・ 駐輪区画の配置(寸法入り) ・ 駐輪場への自転車の経路 ・ 駐輪場案内表示の位置
(3) 荷さばき施設の計画に関する図面	
① 搬出入車両の出入口等配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の位置 ・ 出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院) ・ 出入口が接する道路の位置、幅員
(4) 騒音発生源となる施設設備の配置図	
① 騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設設備の配置、寸法 → 冷却塔、室外機、給排気口等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等 拡声器等 ・ 騒音予測地点 ・ 遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置(寸法入り)
(5) 廃棄物等保管施設に関する図面	

	①廃棄物等保管施設の配置図	・廃棄物保管施設の位置及び隣接地の用途
4 各階平面図 業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図	(1) 駐車場計画に関する図面	
	①駐車場各階平面図	・間取り・駐車区画等の寸法 ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	(2) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	①荷さばき施設の平面図	・プラットホームの広さ、待機スペースの大きさ ・想定される車の大きさと同時作業可能な台数
	(3) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	①廃棄物保管施設の平面図	・一般廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造 ・リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等
5 騒音予測に関する図面	(1) 騒音発生源・防音壁等の立面図 ・騒音予測に必要とされる高さ等のわかる図面	
	(2) 建物構造のわかる図面 【騒音発生源が屋内に設置されている場合には添付】 ・当該建物の壁面等の材質構造がわかる図面 ・当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置がわかる図面	

大規模小売店舗出店（変更）計画概要書

年 月 日

(建物設置者) 氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

次のとおり、大規模小売店舗の新設(変更)について計画をしておりますのでお届けします。

1 出店計画概要説明(出店趣旨等)

2 建物設置者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所
- (2) 設立年月日、資本金、従業員数、事業内容等

3 建設計画の概要(増床の場合は、現況についても記入し、現状と増床後の比較が可能となるよう作成すること。)

- (1) 建物の名称及び所在地
- (2) 計画地の概要
 - ① 敷地面積及び土地所有形態
 - ア 用途地域
 - イ 敷地面積
 - ウ 現況地目等
 - エ 土地所有形態(借地、自社所有の別)
 - ② 各種規制の状況
 - ア 用途地域
 - イ 建ぺい率及び容積率
 - ウ 騒音に係る環境基準 類型(昼間 デシベル、夜間 デシベル)
 - エ 騒音規制法に基づく区域の指定
第 種区域(デシベル以下)
 - オ 都市計画法による開発許可(要否、申請等の予定時期)
 - カ 農地転用許可(要否、申請等の予定時期)
- (3) 計画地周辺の概要

(4) 計画建物の概要

ア 建物の構造及び階層

イ 建築面積

ウ 延床面積

エ 店舗面積

(5) 建築着工予定日、完成予定日

(6) 開店予定日

4 当該建物における小売業者の概要

(1) 小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所

(2) 店舗面積

(3) 主として販売する物品の種類

5 小売業以外の施設の概要

(1) 種類

(2) 延べ床面積

6 関係法令等との調整状況（下表を参考に記載し又は別紙として添付すること）

法令等	現在の状況	協議日・説明者・相手方	協議内容・提出書類	指摘事項	今後の見通し
農振法 (農振除外)	事前協議中 正式手続中 終了				
農地法 (農地転用)	事前協議中 正式手続中 終了				
都市計画法 (開発許可)	事前協議中 正式手続中 終了				
道路法 (24条協議)	事前協議中 正式手続中 終了				
道路交通法 (交通協議)	事前協議中 正式手続中 終了				
その他	事前協議中 正式手続中 終了				

7 説明会の開催計画

- (1) 説明会の公告方法
- (2) 説明会の日時及び場所

8 軽微な変更等の申出（変更の場合のみ記載）

- (1) 法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更の申出の有無
- (2) 法施行規則第11条第2項の規定による簡易な方法による説明会の申出の有無

9 届出書（案）

別紙のとおり

※新設の場合は、Ⅰ届出書（案）、Ⅱ添付書類、Ⅲ添付図面、Ⅳ大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく設置者としての配慮事項、Ⅴ交通予測評価資料、Ⅵ騒音予測評価資料を作成のうえ添付すること（書類の要・不要については市に相談すること）。

※変更の場合は、Ⅰ届出書（案）、Ⅱ～Ⅵのうち変更事項に係るものを作成のうえ添付すること（書類の要・不要については市に相談すること）。

(別紙 2)

説明会の開催方法等について

- 1 説明会の周知範囲は、原則として以下によることとする。

店舗面積	周知範囲
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	半径 1 km
3,000 m ² 以上	半径 2 km

- 2 説明会の開催回数は、原則として1回とするが、会場の規模等市と協議して必要と認める場合は、以下によることとする。

店舗面積	回数
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	1回
3,000 m ² 以上 ~ 10,000 m ² 未満	2回
10,000 m ² 以上	3回

- 3 説明会の開催日及び開催時間について

説明会の開催日は、周辺の住民等が参加しやすいように、原則土曜日又は日曜日(祭日を含む。)とし、やむを得ず平日に開催する場合は、午後6時以降の夜間に開催するなど配慮することとする。

- 4 説明会の開催場所について

説明会の開催場所は、出店予定地の近くで相当な人数を収容できる施設とする。

- 5 説明会開催の公告について

説明会開催の公告は、次のいずれかにより行うものとするが、複数の方法により行うことを妨げない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを入れる。
- (3) 市の協力を得て、市広報紙に掲載する。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、市が適切と認める方法

- 6 説明会での資料及び説明すべき内容について

説明会開催者は、出店計画概要説明に使用した資料等に基づき大規模小売店舗周辺の生活環境の保持のために配慮することとした事項等について説明を行うこととする。

- 7 その他

法施行規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、5の方法で公告するものとする。

(別紙 3)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

次の出店予定店舗に係る出店計画についての説明会の実施状況について、別紙のとおり報告します。

- ・ 出店予定店舗の名称及び所在地

(別紙)

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗の名称

1 開催日時等の周知方法・期間	
2 実施日時	
3 実施場所 (会場名及びその所在地)	
4 出席者 ① 設置者等(氏名、肩書き等) ② 住民等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあっては、その団体名及びその人数)	
5 議事の概要	
6 陳述意見 (事項及びその内容)	
7 6に対する設置者等の応答内容	
8 その他	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 作成に当たっては、実施日・実施場所ごとに区分し、作成すること。

3 周知に使用したチラシ、参加者名簿、説明資料等の写しを添付すること。

(別紙4)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

次の理由により説明会を開催できませんので報告します。

- 1 出店予定店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由

(別紙6)

大規模小売店舗変更計画概要書

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

- 3 変更年月日

- 4 変更する理由

- 5 掲示期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- 6 届出者及び連絡先

注 この大規模小売店舗変更計画概要書は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

- (備考) 1 この掲示の大きさは、日本工業規格A2又はA1とすること。
2 掲示期間は、実際に掲示を開始した日を初日(届出から2ヶ月以内)とし、縦覧期間終了日を最終日とすること。

説明会開催公告 参考例（新設）

大規模小売店舗「（店舗の名称）」の新設に係る説明会開催の御案内

説明会開催の趣旨

（あいさつ）

「（店舗の名称）」の新設にあたり、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき次のとおり説明会を開催しますので、御案内いたします。

この説明会は、地域の皆様をはじめ、どなたでも参加できます。

説明会の日時・場所

日 時 平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
場 所 施設名、所在地、電話番号、案内図等

建物設置者の概要

建物設置者
所 在 地

出店計画の概要

店 舗 の 名 称
所 在 地
小 売 業 者
開 店 予 定 日 平成 年 月 日
店 舗 面 積 m²
開 店 時 刻 時
閉 店 時 刻 時
駐 車 場 収 容 台 数 台
駐 輪 場 収 容 台 数 台
主 な 販 売 品 目
など

問い合わせ先

社名、住所、担当者名、電話番号等

説明会開催公告 参考例（変更届出）

大規模小売店舗「（店舗の名称）」の変更（店舗面積の増加、閉店時刻の繰下等）に係る説明会開催の御案内

説明会開催の趣旨

（あいさつ）

「（店舗の名称）」の変更（店舗面積の増加、閉店時刻の繰下等）届出にあたり、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき次のとおり説明会を開催しますので、御案内いたします。

この説明会は、地域の皆様をはじめ、どなたでも参加できます。

説明会の日時・場所

日 時 平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
場 所 施設名、所在地、電話番号、案内図等

建物設置者の概要

建物設置者
所 在 地

変更計画の概要

店 舗 の 名 称
所 在 地
小 売 業 者
変更の内容
（変更する事項）
変更前
変更後
など

問い合わせ先

社名、住所、担当者名、電話番号等

要綱様式3

第 号
年 月 日

届出者 あて

由利本荘市長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る市の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定により、年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定により次のとおり意見を申し述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見
- 3 理由

第 号
年 月 日

届出者 あて

由利本荘市長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る市の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項）の規定により、 年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗に係る新設（変更）届出について、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見はありませんので、同法第 8 条第 4 項の規定により通知します。

なお、今後とも、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に努めてください。

また、市は大規模小売店舗立地法の適切な運用を図るため、必要な限度において報告を求めることがあることを申し添えます。

- ・ 大規模小売店舗の名称及び所在地

要綱様式 4

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により述べられた次の店舗に係る由利本荘市の意見に対し、同条第 7 項の規定により、届出事項を変更しない旨を通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出事項を変更しない理由

届出者 あて

由利本荘市長

大規模小売店舗立地法に基づく市の勧告について(勧告)

年 月 日付けで届出(通知)のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告
- 3 理由

要綱様式9

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

報 告 書

年 月 日

由利本荘市長 あて

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

第1項

大規模小売店舗立地法第14条
で、

の規定により報告依頼があった事項につい

第2項

次のとおり報告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告内容

【 巻末参考資料 】

大規模小売店舗立地法に基づく届出書類チェックリスト

大規模小売店舗立地法に基づく届出に関して、周辺の地域の生活環境の保持の観点から十分な配慮が求められる事項や特に留意すべき事項等をまとめたチェックリストです。届出書類を作成される際の参考としてご活用ください。

ただし、配慮、留意すべき事項等のすべてを網羅したチェックリストではないこと、チェックリストに記載されている事項すべてに配慮、留意した届出であれば、法第8条第4項の規定による「市意見」がないことを保証するものではないことに、十分ご留意願います。

大規模小売店舗立地法に基づく届出書類チェックリスト

I 形式的事項

1 関係法令の手続き状況はどうか。

(補足) 農振法（農振除外）、農地法（農地転用許可）、都市計画法（開発許可）、道路法（24条協議）、道路交通法（交通協議）等

2 用途地域はどうか。

3 店舗面積は正しいか。

(補足) 店舗面積とは、「小売業」を行う部分の「床面積」であるため、小売業以外の部分又は建築基準法上の床面積でない部分は、店舗面積に含まれない。店舗面積の考え方に関する代表的な事例は以下のとおり。

- ・クリーニング店や飲食店は、小売業でないため、店舗面積に含まれない。
- ・青空販売は、建築基準法上の床面積以外の部分であるため、店舗面積に含まれない。
- ・軒下は、建築基準法上の軒であり、かつ、販売行為を行う場合は、店舗面積に含まれる。
- ・自動販売機は、持ち帰り品の場合は店舗面積に含まれ、イスやテーブルを設置してその場で飲食する場合は店舗面積に含まれない。
- ・店舗出入口部分や風除室は、販売行為を行う場合や買物カートを置く場合は、店舗面積に含まれる。
- ・ガソリンスタンドは、その販売方法が特殊であるため、店舗面積に含まれない。一方、ホームセンター等による灯油販売は、建築基準法上の床面積の部分である場合は、店舗面積に含まれる。

4 駐車台数は正しいか。また、指針値以上を確保しているか。

(補足1) 駐車台数とは、来客用駐車台数であり、従業員用駐車台数は含まない。

(補足2) 平成19年2月1日経済産業省告示第16号「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針」（以下「指針」という。）に基づき、店舗面積、用途地域、市町村人口、駅からの距離の4項目を変動係数とした計算式から算出される必要駐車台数以上を確保すること。なお、家具店や大きな工用品等を主として扱うホームセンター等の場合は、特別の事情に該当するとして、上記計算式ではなく既存類似店のデータ等から必要駐車台数を算出することができる。

(補足3) 併設施設の種類、面積によって、算出された必要駐車台数に変動係数を乗じて算出される台数以上の確保が求められる場合がある。

5 駐輪台数は正しいか。また、十分な台数を確保しているか。

(補足) 指針には必要駐輪台数の計算式はなく、地域の実情や既存類似店のデータ等から判断して、ピーク1時間に必要な駐輪台数を確保すればよい。なお、店舗面積35㎡当たり1台という考えも示されているが、店舗面積3千㎡以下の店舗の平均値であり、参考値に留まる。

6 荷さばき施設面積は正しいか。また、十分な面積を確保しているか。

(補足) 指針には必要荷さばき面積の計算式はなく、平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能台数から考えて十分な面積を確保すればよい。

7 廃棄物保管容量は正しいか。また、指針値以上を確保しているか。

(補足1) 店舗面積、平均保管日数、見かけ比重の3項目を変動係数とした計算式から算出される必要容量以上を確保すること。

なお、計算式によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等から必要容量を算出することができる。

(補足2) 保管施設を併設施設と共用する場合は、併設施設からの排出量も考慮して、小売店舗に係る保管容量が確実に確保されること。

(補足3) 届出事項としては、指針上の6種類に係る保管容量のみでよいが、廃家電や粗大ゴミ等の排出が予測される場合は、当該廃棄物等についても適切な保管容量を確保すること。

8 各書類で整合性は取れているか(来客自動車来台数)。

- ① 必要駐車台数
- ② 1日当たり自動車来台数
- ③ ピーク1時間当たり自動車来台数
- ④ 方向別自動車来台数
- ⑤ 交差点の需要率計算上の方向別自動車来台数
- ⑥ 騒音予測上の自動車来台数

9 各書類で整合性は取れているか(時間)。

- ① 営業時間
- ② 駐車場利用時間帯
- ③ 荷さばき時間帯
- ④ 冷却塔等の稼働時間帯
- ⑤ 騒音予測上の騒音継続時間

Ⅱ 実質的事項

1 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設等

(1) 従業員用駐車場、冬期間の堆雪場所は確保しているか。

(補足1) 従業員用駐車場を来客用駐車場と共有する場合は、従業員用駐車台数を除いた来客用駐車台数が、指針上の必要駐車台数を上回ること。

(補足2) 本県においては冬期間の堆雪場所は必ず確保することとし、来客用駐車区画の一部を堆雪場所とする場合は、使用不能となる台数分を引いてなお指針上の必要駐車台数を上回ること。

(2) 建物配置図等に、駐車区画の寸法表示、車路・出入口の寸法表示、止まれ等の路面表示、堆雪場所の表示があるか。

(3) 原付バイク、自動二輪車の駐車スペースはどこか。

(補足1) 原付バイクについては、駐輪台数の内数として取り扱ってよい（関係法令上、自転車と同じであるため）。

(補足2) 自動二輪車については、その需要が相当程度見込まれる場合以外は、駐車台数の内数として取り扱ってよい（関係法令上、自動車と同じであるため）。

(4) 駐車場内の来客自動車動線は適切か。

(補足) 来客自動車の安全確保等の観点から、特段の配慮が必要な場合がある。

【過去の事例】

- ・荷さばき施設や廃棄物保管施設の位置が来客自動車動線に面しているため、当該施設前の車路を一方通行とした事例

(5) 詳細な荷さばき計画表はあるか。

(補足1) 1時間毎の車種別（大きさ別）の搬出入車両数を示した、詳細な荷さばき計画であること。

(補足2) 10トン車等の大型車両による荷さばきは、来客のピーク時間帯を避けるなどの配慮が必要である。

(6) 荷さばき施設や廃棄物保管施設の位置、荷さばき自動車や廃棄物収集車両の動線は適切か。

(補足) 来客自動車の安全確保等の観点から、荷さばき専用出入口の設置など特段の配慮が必要な場合がある。

【過去の事例】

- ・荷さばき施設や廃棄物保管施設が来客自動車の出入口に近接しているため、荷さばき車両等が当該施設を利用する際に交通整理員を複数配置した事例
- ・店舗敷地と道路との間に段差等がないために荷さばき車両が至る所から出入庫可能な状況であるとき、敷地境界線付近にガードパイプを設置して、荷さばき車両の出入庫可能な部分を荷さばき施設付近に限定した事例

(7) スーパーマーケット等食品加工場を付設している場合に、調理臭や悪臭を防止するための対策を講じているか。

(補足) 下記の対策(例示)のうち、必要と認められるものを合理的に選択し又は組み合わせて実施すること。

- ・換気扇、給排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する
- ・住居に面する方向には、換気扇等の配置を避ける
- ・食品加工場及び関連設備を定期的に清掃する 等

(8) 防犯対策は適切か。

(補足) 一般的な防犯対策としては、適切な照明の設置や警備員の巡回、閉店後の駐車場出入口の封鎖等が挙げられる。

2 駐車場の出入口・案内経路等

(1) 道路管理者との道路法24条協議の状況はどうなっているか、警察との協議状況はどうなっているか。

(補足) 新設の場合や、変更の場合で駐車場の出入口の追加又は位置変更が伴う場合は、道路法24条協議が必要であり、このことが前提となることから、協議日、説明者及び相手方、説明内容、提出書類、指摘事項等を書面にまとめて提出させること。

また、道路交通法との関係で出入口を設置することができない道路の部分があるため、警察(地元所轄署で可)との協議も必須であり、当該協議の状況についても併せて報告させること。

(2) 方向別自動車来台数や駐車場法等関係法令からみて、出入口の数及び位置は適切か。

(補足1) 方向別自動車来台数は、商圈を数ブロックに分割し、ブロック別の人口割合にピーク1時間当たり自動車来台数を乗じて算出するのが通常である。

(補足2) 一般的に大規模小売店舗の来客用駐車場は、駐車場法第11条でいう「路外駐車場

で自動車の駐車の用に供する面積が5百㎡以上であるもの」に該当し、同法及び同法施行令の適用を受けると解されている。

【 道路法施行令第7条以下に定める技術的基準より（一部抜粋のうえ要約したものの） 】

- ・道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分（交差点の側端や道路のまがりかどから5m以内の部分等）には出入口を設けてはならない
- ・幅員（車道の幅員ではなく道路全体の幅員）が6m未満の道路には出入口を設けてはならない
- ・前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けること
- ・出入口付近の構造は、道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない
- ・車路の幅員は5.5m以上（一方通行の場合は3.5m以上）であること 等

(3) 駐車場の入庫処理能力は十分か、駐車場内に指針値以上の駐車待ちスペースが確保されているか。

（補足1）公道において入庫待ち行列が発生しないようにするため、入庫処理能力については、1時間当たり入庫処理能力（平面自走式の場合で1台当たり約8秒＝1時間当たり450台）がピーク1時間当たり自動車来台数を上回ること。

（補足2）さらに、一時的に一度に相当数の来車が集中しても公道において入庫待ち行列が発生しないよう、指針上の計算式から算出される駐車待ちスペースを確保すること。

各入口に必要な駐車待ちスペース（m）

＝（当該入口の1分当たりの来台数×1.6－当該入口の1分当たり入庫処理可能台数）×6

※1.6を乗じているのは、95%の確立で公道に駐車待ち行列が発生しないようにするためである

※当該入口の1分当たり入庫処理可能台数は、平面自走式の場合は7.5となる

(4) 来店・退店経路は適切か、左折入出庫を原則としているか。

（補足1）経路が複数想定される場合には、最も混雑の発生が小さくなるように設定すること。住宅地の生活道路等静穏が要求される道路、歩車道が区分されていない通学路や狭隘な道路をできる限り回避すること。

（補足2）原則として左折入出庫とし、特に、右折入庫とならないよう配慮すること。

ただし、右折入庫台数が少ない、適切な右折用車線が確保されているなど、右折待ち渋滞が発生せず周辺道路の交通に与える影響が小さい場合には、右折入庫でも可とする場合があること。

（補足3）周辺道路の交通安全等の観点から、特段の配慮が必要な場合がある。

【過去の事例】

- ・当初の計画では狭隘な道路を経路として設定していたが、道路管理者等と協議のうえ計画を変更し、当該道路を経路から外した事例
- ・狭隘な道路を経路として設定していたため、道路管理者と協議し、当該道路を対面通行可能な幅まで拡幅した事例
- ・駐車場の出入口が面する道路が狭隘であるため、荷さばき車両の経路を狭隘な道路を迂回するよう設定し、荷さばき業者に経路厳守を指導するとした事例

(5) 交通整理員の配置、誘導看板の設置、チラシによる来店・退店経路の周知など、混雑や交通事故防止のための対策を講じているか。

(補足) 混雑防止等の観点から、交通整理員の常駐、敷地外看板の設置など特段の配慮が必要な場合がある。

【過去の事例】

- ・周辺集落を通る狭隘な道路を利用しての来店を極力回避するため、集落の手前に広域誘導看板を設置した事例
- ・目立った集客施設が立地していない地域に大規模ショッピングセンターを新設することとなったが、通学路である道路に設置する出入口で多数の来客自動車の出入庫が見込まれたため、繁忙時だけでなく登下校時間にも交通整理員を配置した事例

3 周辺道路の交通に与える影響

(1) 地元警察との交通協議の状況はどうなっているか。

(補足) 交通量調査の必要性、交通量調査地点の選定、信号現示の調整、付加車線の必要性、出入口設定、経路設定等について、道路交通法等の観点から各種の指導が行われる。

(2) 交通量調査を行っているか。

(補足) 駐車場の出入口の位置や経路を設定するためには、一般的には交通量調査が必要であるが、自動車来台数が少ない、交差点から相当離れた場所に立地している、周辺道路が相当に整備されている等の事情から調査を要しない場合もある。

(3) 近隣交差点の需要率（飽和度）が0.9以下となっているか。

(補足1) 周辺道路の交通に与える影響を判断するための手法は、交差点需要率（飽和度）等の評価指標による「静的な手法」と、交通シミュレーションによる「動的な手法」があるが、交通渋滞が深刻な場合を除いて前者のみでよい。

(補足2) 一般的には近接交差点の需要率(飽和度)の予測評価が必要であるが、自動車来台数が少ない、交差点から相当離れた場所に立地している、周辺道路が相当に整備されている等の事情から予測評価を要しない場合もある。

(補足3) 交差点需要率(飽和度)と併せて混雑度(交通容量比)も予測評価する場合がある(混雑度は1.0以下であること)。

4 騒音

(1) 等価騒音レベルを予測評価する上での環境基本法に基づく地域の指定及び基準値、夜間における騒音レベルの最大値を予測評価する上での騒音規制法に基づく地域の指定及び基準値は、それぞれ正しいか。

(補足1) 等価騒音レベルの評価は、環境基本法第16条、平成10年環境庁告示64号、平成10年環大企257号通知、平成13年環大企3号通知、平成11年秋田県告示第146号等に基づいて行う。

夜間における騒音レベルの最大値の評価は、騒音規制法第3条及び第4条、昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号、平成16年環管大発040930002通知、昭和61年秋田県由利本荘市告示第218号及び第219号等に基づいて行うが、大規模小売店舗は騒音規制法でいう特定工場等に該当しない場合がほとんどであり、同法の強制力は原則としては及ばないものである。

なお、拡声機の使用については、上記2法とは別に、秋田県公害防止条例第56条の規定に反してはならない。

(補足2) 都市計画法の用途指定がされていない地域の場合は、当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にして、適切な地域の指定の当てはめを行う。

(補足3) 環境基本法(及び環境庁告示並びに秋田県告示)でいう昼間は午前6時から午後10時であり、夜間は午後10時から午前6時であり、騒音規制法(及び秋田県告示)でいう夜間は、本県の場合は、午後9時から午前6時である。

(2) 騒音予測地点は適切か。

(補足) 等価騒音レベルの予測地点は、原則として建物の周囲の4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外(受音点)とする。

夜間における騒音レベルの最大値の予測地点は、大規模小売店舗の敷地境界線上の適切な地点とするが、敷地境界線上の予測地点で基準値を超える場合は、その延長線付近にある住居等の屋外を再予測地点として設定する。

(3) 発生する全ての定常騒音、変動騒音、衝撃騒音が予測評価されているか。

(補足) 定常騒音：冷却塔、室外機、給排気口等から発生する騒音

変動騒音：来客自動車走行音、荷さばき車両走行音、廃棄物収集車両走行音、荷さば

き車両アイドリング、廃棄物収集車両アイドリング、荷さばき車両後進警報ブザー、廃棄物収集車両後進ブザー、廃棄物収集作業音、BGM・営業宣伝音等

衝撃騒音：荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等

(4) 騒音源の位置、音響パワーレベル、騒音継続時間又は発生回数、騒音源から予測地点までの距離等、各種データは正しいか。

(補足) 冷却塔、室外機等から発生する騒音については、届出上の営業時間や、冷却塔等の稼働時間と合致していること

来客自動車から発生する騒音については、届出上の駐車場利用時間帯や、1日当たり自動車来台数と合致していること

荷さばき車両及び作業から発生する騒音については、届出上の荷さばき時間帯や、荷さばき車両台数と合致していること

(5) 等価騒音レベルの予測結果、夜間における騒音レベルの最大値の予測結果は、それぞれ基準値を下回っているか。

(補足1) 等価騒音レベルは、住居等の屋外に設けた予測地点での予測結果で判断し、当該地点で基準値を超えてはならない。

(補足2) 夜間における騒音レベルの最大値は、第1に、敷地境界線上の予測地点での予測結果で判断し、当該地点で基準値を超える場合には、住居等の屋外に設けた再予測地点での予測結果で判断する。

【再予測地点における予測結果の考え方（ただしケースバイケースで判断される）】

- ・現に住居が立地している再予測地点では、基準値を超えないこと。
- ・現在は住居が立地していないが、宅地造成され分譲開始となっているなど開店時点・リニューアル時点で住居が立地していることが届出時点で十分に予見できる再予測地点では、基準値を超えないこと。
- ・現在は住居が立地しておらず、将来住居が立地する可能性が低い又は住居立地時期が届出時点で予見できない再予測地点において基準値を超えている場合は、来客に対するアイドリングストップや低速運転の呼びかけ等の適切な騒音対策を講じることを条件に、可とする場合があること。

ただし、基準値を超過する騒音が深夜早朝の荷さばき騒音であって、複数の荷さばき騒音が基準値を超過している、基準値を超過する複数の荷さばき騒音は連続して発生するものである、基準値を大幅に超過している等の場合は、周辺の地域の夜間の静穏な生活環境が損なわれるおそれが強いとして騒音防止の対策を求める場合があること。

(6) 総合評価及び騒音対策はどうか。

- (補足1) 予測評価の結果を問わず、地元住民から騒音に関する苦情があった場合は適切に対応する旨の記述があること。
- (補足2) 夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準値を超えている場合には、来客に対するアイドリングストップや低速運転の呼びかけ等の適切な騒音対策を講じる旨の記述があること。
- (補足3) 夜間に発生する騒音低減の観点から、特段の配慮が必要な場合がある。

【過去の事例】

- ・ 基準値を超える騒音が駐車場の一部分を走行する来客自動車走行音であったため、その近辺の駐車区画及び出入口を夜9時以降に閉鎖した事例
- ・ 基準値を超える騒音が来客自動車走行音であったが、基準値を下回る対策は困難として、当初の計画を変更し、閉店時刻を繰上げた事例
- ・ 基準値を超える騒音は荷さばき作業に伴う騒音であったが、夜間の荷さばき作業は不可避であるとして、夜間の荷さばき場所を住居側から遠くに離れた事例